

「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）」

に対する主な御意見及びそれに対する考え方（案）

令和●年●月●日

項目	御意見	御意見に対する考え方
1. 総論	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二章に挙げられた 7 つの論点に関し、それぞれの「まとめ」に記された方向性について賛同する。 ● 「まとめ」に記載された方向性に従い、不競法の改正が必要なものについては、速やかに法整備等の対応を進めていただくことを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度措置について、検討を進めてまいります。
2. デジタル時代におけるデザインの保護（形態模倣商品の	<ul style="list-style-type: none"> ● 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号に規定する形態模倣商品の提供行為にも「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加する等の法改正を行うことは、メタバースとも 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度措置について、検討を進めてまいります。

提供行為)	<p>呼ばれるデジタル空間における経済取引が活発化していることも踏まえると、妥当である。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● フィジカルとデジタルを交錯する知的財産の利用が加速しており、フィジカルにおける商品形態がデジタル空間で模倣されるといった事例が現れ始め、保護の要請が高まっている。このような中、デジタル空間での適切なデザインの保護を図るべく検討を進める方向性が示されたことを歓迎する。保護と利用のバランスを適切に考慮した上で、関係当事者の実態調査に基づく多角的な観点から基準を検討し、逐条解説等において明確化することを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。保護と利用のバランスについては、御意見を踏まえ、検討を継続してまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 不競法上の「商品」の定義規定の導入、保護期間の終期の起算点である「最初に販売された日」の明確化に関しては、デジタル社会が益々発展していくことに鑑み、今後の裁判例の蓄積や、各関連団体等との意見交換等を通じ、将来の 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。 ● 不競法上の「商品」の定義規定の導入に関して、御意見を踏まえ、報告書（案）に記載のとおり、将来課題として検討を継続してまいります。 ● 保護期間の終期の起算点である「最初に販売された日」に関しては、御意見を踏まえ、報告書（案）に記載のとおり、「実際の販売開始時」と解することについて、今後、逐条解説等で明確化を図ってまいります。

	不競法改正に向けて継続して検討いただくことを期待する。	
3. 限定提供データの規律の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 不正競争防止法 2 条 7 項の「限定提供データ」に設けられている「秘密として管理されているものを除く」という要件を削除することは、営業秘密保護制度に加えて限定提供データ保護制度を設けた趣旨からすれば、両方の制度で情報の保護が図られるような管理が認められて然るべきであり、賛成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度措置について、検討を進めてまいります。
4. 渉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（案）が、渉外事件に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する制度を、立法措置が可能であれば整備しようとしていることについては、法体系的な整理をした上で、関係省庁との調整を進めるべきである。 今後、法務省や関係省庁との協議において、より有効な具体策が速やかに成案となることを望む。具体的には、国際裁判管轄につい 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度措置について、関係省庁と調整のうえ、検討を進めてまいります。

	<p>ては、実際のビジネス実態を調査したうえで、競合管轄規定を早急に導入すべきである。また、準拠法の適用範囲に関しても、絶対的強行法規としての検討を早急に進めるべきである。</p>	
<p>5. 損害賠償額算定規定の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不正競争防止法 5 条の損害賠償額の推定規定の要件を緩和し、かつ、令和元年の特許法等改正によって追加されたような損害賠償額の推定規定を設けることは、データの保有者の適切な救済につながるので、賛成する。 ● 侵害行為の事前抑止とともに、被害者救済の観点から、営業秘密の不正な取得行為については、令和元年特許法改正と同様の制度改正(生産能力等を超える損害部分に相当するライセンス料、相当使用料額の増額要因の考慮)を行うべきである。 ● 不競法第 5 条第 1 項について、対象情報を「技術上の秘密」から営業秘密全般に拡充し、「物を譲 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度措置について、検討を進めてまいります。

	<p>渡」のみならずデータや役務の提供の場合にも拡充する方向性に賛同し、法改正に向けた検討を強く希望する。デジタル化の進展に伴い「技術上の秘密」とその他の情報との境界線が今後ますます曖昧化していくことが予想される。例えば、一定のサービスに様々な種類のデータ群(三次元高精度地図データ、人流データ、消費動向データ、AI 学習用データセット等) を複合的に用いた場合、そのデータ群は、有機的一体となった営業秘密の総体となる結果、技術上の情報とそれ以外の情報を厳密に区別することは極めて困難となる。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5条第3項の「使用」に「利用」は含めないことになったのか、又は「不競法第2条第1項各号において不正競争とされている行為」としての「使用」に「利用」が既に含まれているのか等、明確にわかるように明記してい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5条第3項について、「使用」以外の行為が含まれうると考えておりますが、この点を明確化すべく、引き続きその方法について検討を進めてまいります。

	<p>ただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第 5 条第 3 項の営業秘密の「使用」と、「利用」のそれぞれの定義又は意義について、不競法若しくは政令の中で定めるか、又は逐条解説に盛り込むか、ご検討いただきたい。 	
<p>6. 使用等の推定規定の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不正競争防止法 5 条の 2 の使用等の推定規定の適用範囲を拡充することは、不正競争防止法 5 条の 2 が裁判所において適用された事例が存在しない現状に照らして、基本的に賛成する。 ● 不競法第 5 条の 2 の対象情報を「技術上の秘密」から営業秘密全般に拡充しつつ、正当取得類型や取得時善意無重過失転得類型の場合への拡充について一定の配慮措置を講じる方向性に賛同し、法改正に向けた検討を強く希望する。一方で、データ利活用や転職者受け入れ等の萎縮効果が生じないように、保護と利用のバランスの取れた制度設計とするこ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度措置について、検討を進めてまいります。 ● 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、正当取得類型や取得時善意無重過失転得類型への拡充等について、一定の配慮措置を講じることを含め検討を進めるとともに、不競法の周知を行ってまいります。

	<p>とが重要である。この観点からも、正当取得類型や取得時善意無重過失転得類型の場合の適切な配慮措置や、ガイドライン等による啓発等の検討が継続してなされることを希望する。</p>	
<p>7. 営業秘密及び限定提供データに関するライセンスの保護制度の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業秘密や限定提供データを対象とするライセンス契約のライセンスの保護制度における措置の方法について関係省庁等と調整しつつ、引き続き検討を継続していくことに賛成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度措置の方法について、関係省庁等と調整しつつ、引き続き検討を継続してまいります。
<p>8. 商標法のコンセン同意制度導入を受けた適用除外規定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンセン同意制度の導入に賛成するとともに、不正競争防止法に適用除外規定を設けることにも賛成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。御意見を踏まえ、制度措置について、検討を進めてまいります。